

公共施設再配置及び新庁舎建設に関する特別委員会資料

5 シビック交流センター及び庁舎会議室等の市民使用について（規則の概要）

	シビック交流センター		庁舎会議室等		
	交流室	多目的室	共用会議室		
			閉庁日の使用	開庁日の使用	
供用開始日	H31.6.3	同左	同左	同左	
使用申請受付開始日	H31.4.15	H31.5.3	H31.5.23	H31.6.3	
使用申請 受付期間	開始日	使用日の3月前の応当日 (応当日がない場合は末日)	使用日の1月前の応当日 (応当日がない場合は末日)	使用日の10日前	当日
	終了日	使用日の3日前	同左	同左	当日
	時間帯	9時～17時	同左	同左	同左
附属設備使用料 (音響設備)	1時間当たり108円	同左	同左	同左	
減免基準	<p>1 免除 (1) 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。以下同じ。）が主催又は共催するとき。 (2) 市内に設置された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学（短期大学を含む。以下同じ。）及び高等専門学校は除く。）及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、保育又は教育目的で使用するとき。</p> <p>2 50パーセント減額 (1) 市以外の官公庁が行政目的で使用するとき。 (2) 市内に設置された大学及び高等専門学校が施設の設置目的に沿って使用するとき。 (3) 施設の設置目的に沿って、市内の公共的団体等が使用するとき。</p> <p>3 30パーセント減額 市が後援するとき。</p> <p>4 市長が定める割合の減額 その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>※冷暖房使用料及び附属設備使用料は減免対象外（上記1（1）及び4に該当する場合を除く）</p>				